

対象設備一覧表

長崎県庁舎・出島交流会館建築物及び建築設備等点検業務委託

機器番号	機器名称	設置場所			合計	
		行政棟・ 議会棟	駐車場棟	出島交流会館	数量	単位
1	<建築物>	庁舎については今回は建築物点検対象外			1 式	1 式
	調査前準備					
	現地調査、整理、法令等の検討					
	報告書・調査書作成					
	建物管理者への報告・説明					
	※出島交流会館で全面的な打診調査あり				※	
	<建築設備>					
2	非常用の照明装置					
	照明器具	1,749	17	203	1,969	灯
3	換気設備					
	取入・排気ガラリ	200	1	12	213	箇所
	給気口・排気口	1,907	1	12	1,920	箇所
	防火ダンパー FD	284	—	—	284	箇所
4	排煙設備					
	機械排煙設備(排煙口)	7	—	—	7	箇所
	機械排煙設備(排煙機)	2	—	—	2	箇所
5	給水設備及び排水設備					
	衛生器具	1,072	12	218	1,302	箇所
	<防火設備>					
6	防火扉					
	防火戸(煙感知器連動)	132	—	—	132	枚
7	防火シャッター					
	電動式シャッター(煙感知器連動)	181	13	—	194	枚
	高所作業足場設置(行政棟1階(エントランスホール4枚)、議会棟1階(風除室1枚)、2～4階(吹抜ロビー5枚)点検用)	1 式	—	—	1 式	

番号	建物名称(住所)	用途	構造	建築年月 日	改修年月 日
1	行政棟(長崎市尾上町3-1)	事務所	RC造	H29.11	—
2	議会棟(長崎市尾上町3-1)	事務所	RC造	H29.11	—
3	駐車場棟(長崎市尾上町3-1)	駐車場	RC造	H29.11	—
4	出島交流会館(長崎市出島町2-11)	事務所	SRC造	S50.11	H17.3

調査結果表
（第四第一号に掲げる建築物）

当該調査に 関与した調 査者		氏 名	調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調 査 項 目 ■果有施設については、灰色部は検査対象外		調査結果			担当 調査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況				
(4)		有効幅員の確保の状況				
(5)		敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2	建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外 壁	躯体等				
(6)		外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
(7)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(12)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(13)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(14)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(15)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(16)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(17)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(18)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3	屋上及び屋根					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況				
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4	建築物の内部					
(1)	防 火 区 画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況				
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況				
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況				
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況			
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況			
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況			
(12)			部材の劣化及び損傷の状況			
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況				
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(20)			準耐火性能等の確保の状況				
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況				
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(24)		特定天井	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況				
(25)			特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況				
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。）		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況				
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況				
(28)			防火扉又は戸の開放方向				
(29)			常閉防火設備等（防火扉を除く）の本体及び枠の劣化及び損傷の状況				
(30)			各階の主要な常閉防火設備等（防火扉を除く）の閉鎖又は作動の状況				
(31)			常閉防火設備等（防火扉を除く）の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(32)			常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況				
(33)		照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
(34)		警報設備	警報設備の設置の状況				
(35)			警報設備の劣化及び損傷の状況				
(36)	スプリンクラー設備	令和6年国土交通省告示第284号第1第1号又は第2号ニに規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の設置の状況				
(37)		※延べ面積が3,000㎡を超える3階以下の木造（全部又は一部）の建築物で、上記告示の緩和を適用しているものが対象	スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況				
(38)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況				
(39)			採光の妨げとなる物品の放置の状況				
(40)			換気のための開口部の面積の確保の状況				
(41)			換気設備の設置の状況				
(42)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況				
(43)			吹付け石綿等の劣化の状況				
(44)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				
5 避難施設等							
(1)		令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				
(2)		廊下	幅員の確保の状況				
(3)			物品の放置の状況				
(4)		出入口	出入口の確保の状況				
(5)			物品の放置の状況				
(6)		屋上広場	屋上広場の確保の状況				
(7)		避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況				
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況				
(9)			物品の放置の状況				
(10)			避難器具の操作性の確保の状況				
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況				
(12)			幅員の確保の状況				
(13)			手すりの設置の状況				
(14)			物品の放置の状況				
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況				
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況				
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				
(18)			開放性の確保の状況				
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況				
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況				
(21)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(22)			物品の放置の状況				
(23)	等排煙設備	防煙壁	防煙区画の設置の状況				
(24)			防煙壁の劣化及び損傷の状況				
(25)		排煙設備	排煙設備の設置の状況				
(26)			排煙口の維持保全の状況				
(27)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況				
(28)			非常用の進入口等の維持保全の状況				
(29)		非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況				
(30)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況				
(31)			乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(32)			物品の放置の状況				

(33)	非常用の照明装置		非常用の照明装置の設置の状況				
6	その他						
(1)	等 特 殊 な 構 造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況				
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				
(4)			上部構造の可動の状況				
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				
(6)	煙 突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
7	上記以外の調査項目						
建築物の内部							
(1)	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下この表において「常閉防火扉」という。）		閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(2)			扉の取付け状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)			固定の状況				
(5)			人の交通の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動状況				
避難施設等							
(1)	防煙壁		可動式防煙壁の作動の状況				
その他確認事項							
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無							
□有（ 階） □無							
特記事項							
番号	調査項目		指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月	

（注意）

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表第1（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目等を付加している場合に、当該調査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて調査結果等を記入してください。
- ⑪ 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）及び随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

検査結果表
(非常用の照明装置)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目 等 ■黒有施設については、灰色部は検査対象外		検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	照明器具					
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等				
(2)		照明器具の取付けの状況				
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能				
(2)	照度	照度の状況				
(3)		照明の妨げとなる物品の放置の状況				
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
4	電池内蔵形の蓄電池					
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
5	電源別置形の蓄電池					
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況				
(2)		蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況				
(3)		蓄電池室の換気の状況				
(4)		蓄電池の設置の状況				
(5)		蓄電池の性能				
(6)		電圧				
(7)		電解液比重				
(8)		電解液の温度				
(9)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況				
(10)		キュービクルの取付けの状況				
6	自家用発電装置					
(1)	自家用発電装置	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)		発電機の発電容量				
(3)		発電機及び原動機の状況				
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)		始動用の空気槽の圧力				
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(9)		自家用発電装置の取付けの状況				
(10)		自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限				
(11)		接地線の接続の状況				
(12)		絶縁抵抗				
(13)		自家用発電装置の性能				
(14)		電源の切替えの状況				
(15)		始動の状況				
(16)		運転の状況				
(17)		排気の状況				
(18)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
7	上記以外の検査項目等					

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は記入不要です。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表（別表4）を添付してください。
- ⑫ 7「上記以外の検査項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑬ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑭ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表

(換氣設備)

当該検査に 関与した 検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

[illegible]

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は記入不要です。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 1 (10)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（別表1）を添付してください。
- ⑫ 2 (13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（別表2）を添付してください。
- ⑬ 4「上記以外の検査項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑭ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にであっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑮ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表
(排煙設備)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目 等 ■県有施設については、灰色部は検査対象外 ★：平成20年国土交通商告示第285号第1に基づく国土交通大臣が定める3年以内ごとに行う点検項目			検査結果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等						
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況				
(2)			排煙風道との接続の状況				
(3)			排煙出口の設置の状況				
(4)			排煙出口の周囲の状況				
(5)			屋外に設置された排煙出口への雨水等の防止措置の状況				
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				
(7)			作動の状況				
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況				
(9)			排煙機の排煙風量				
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置				
(12)			排煙口の周囲の状況				
(13)			排煙口の取付けの状況				
(14)			手動開放装置の周囲の状況				
(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況				
(17)			排煙口の開放の状況				
(18)			★排煙口の排煙風量				
(19)			★中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(20)			煙感知器による作動の状況				
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(22)			排煙風道の取付けの状況				
(23)			排煙風道の材質				
(24)			防煙壁の貫通措置の状況				
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況				
(26)		防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況				
(27)			防火ダンパーの作動の状況				
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ				
(31)			防火区画の貫通措置の状況				
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(33)			排煙口及び給気口の周囲の状況				
(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況				
(35)			手動開放装置の周囲の状況				
(36)		手動開放装置の操作方法の表示の状況					
(37)		★排煙口の排煙風量					
(38)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	★中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(39)			煙感知器による作動の状況				
(40)		特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(41)			給気風道の材質				
(42)			給気風道の取付けの状況				
(43)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	防煙壁の貫通措置の状況				
(44)			給気送風機の設置の状況				
(45)			給気風道との接続の状況				
(46)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				
(47)			作動の状況				
(48)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(49)	給気送風機の給気風量						
(50)	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況						
(51)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置					
(52)		吸込口の周囲の状況					
(53)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況					
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー						
(1)		特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(2)			給気口の周囲の状況				
(3)		排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(4)			排煙風道の取付けの状況				
(5)			排煙風道の材質				
(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況				
(7)			給気口の取付けの状況				
(8)			給気口の手動開放装置の周囲の状況				
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況				
(11)			給気口の開放の状況				
(12)		給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(13)			給気風道の取付けの状況				
(14)			給気風道の材質				

(15)	加圧防排煙設備	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況					
(16)			給気風道との接続の状況					
(17)		給気送風機の性能		給気口の開放と連動起動の状況				
(18)				給気送風機の作動の状況				
(19)				電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(20)				中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(21)		給気送風機の吸込口		吸込口の設置位置				
(22)				吸込口の周囲の状況				
(23)				屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
(24)		遮煙開口部の性能		★遮煙開口部の排出風速				
(25)				空気逃し口の大きさ及び位置				
(26)		空気逃し口の外観		空気逃し口の周囲の状況				
(27)				空気逃し口の取付けの状況				
(28)		空気逃し口の性能		空気逃し口の作動の状況				
(29)			圧力調整装置の大きさ及び位置					
(30)	圧力調整装置の外観		圧力調整装置の周囲の状況					
(31)			圧力調整装置の取付けの状況					
(32)			圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況				
3	令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況						
(2)		手動降下装置による連動の状況						
(3)		煙感知器による連動の状況						
(4)		可動防煙壁の材質						
(5)		可動防煙壁の防煙区画						
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況						
4	予備電源							
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況					
(2)			発電機の発電容量					
(3)			発電機及び原動機の状況					
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					
(5)			始動用の空気槽の圧力					
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況					
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況					
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					
(9)			自家用発電装置の取付けの状況					
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限					
(11)			接地線の接続の状況					
(12)			絶縁抵抗					
(13)	自家用発電装置の性能		電源の切替えの状況					
(14)			始動の状況					
(15)			運転の状況					
(16)			排気の状況					
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況					
(18)			直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況			
(19)	直結エンジン	直結エンジンの性能	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況					
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況					
(23)			Vベルト					
(24)			接地線の接続の状況					
(25)			絶縁抵抗					
(26)			直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況				
5	上記以外の検査項目等							
特記事項								
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月				

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
 - ④ 検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は記入不要です。
 - ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
 - ⑥ 「検査結果」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
 - ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
 - ⑪ 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（別表3）を添付してください。

- ⑫ 1 (37)「排煙口の排煙風量」及び1 (49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表（別表3－2）を添付してください。
- ⑬ 2 (24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（別表3－3）を添付してください。
- ⑭ 5「上記以外の検査項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑮ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑯ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

当該検査に関与した 検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

[illegible]

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面16欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は記入不要です。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 4「上記以外の検査項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑬ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表
(防火扉)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号		
	代表となる検査者				
	その他の検査者				

番号	検 査 項 目	検査事項 ■県有施設については、灰色部は検査対象外	検査結果			担当 検査者 番号		
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格			
(1)	防火扉	閉鎖の障害となる物品の放置の状況						
(2)		扉の取付けの状況						
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況						
(4)		常閉防火扉	固定の状況					
(5)		人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	作動の状況					
(6)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置					
(7)			感知の状況					
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況					
(9)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況					
(10)				結線接続の状況				
(11)				接地の状況				
(12)				予備電源への切り替えの状況				
(13)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況					
(14)				容量の状況				
(15)		自動閉鎖装置	設置の状況					
(16)			再ロック防止機構の作動の状況					
(17)	総合的な作動の状況		防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況					
(18)			防火区画の形成の状況					
上記以外の検査項目								
特記事項								
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善（予定）年月				

- (注意)
- ①

この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ②

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③

「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④

該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤

「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥

「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦

「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨

「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩

「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑪

「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫

各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬

要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目	検査事項 ■黒色施設については、灰色部は検査対象外	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況				
(2)		駆動装置	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
(3)			軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(4)			スプロケットの設置の状況※			
(5)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(6)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(7)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(8)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(9)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(10)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(11)			危険防止装置			
(12)			（人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。）			
(13)			危険防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(14)			危険防止装置用予備電源の容量の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)			予備電源への切り替えの状況			
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(23)			容量の状況			
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)		防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- ⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑭ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

南 側 立 面									
区分	対象部位 (積算壁面)	単位	縦長(m) 短辺(m)	横長(m) 長辺(m)	数量	対象壁・削除面積		積算－削除 面積(m ²)	備考
						壁積算面積	削除面積		
南 側 立 面	南 側 立 面								
	壁面								
	壁面1	m ²	40.05	13.70	1	548.69			
	壁面2	m ²	7.80	1.20	1	9.36			
	庇1	m ²	0.60	14.90	2	17.88			
	庇2 鼻先	m ²	0.80	2.60	1	2.08			
	庇2 上裏	m ²	4.80	2.60	1	12.48			
	小計	m ²				590.49	0.00	590.49	
北 側 立 面									
区分	対象部位 (積算壁面)	単位	縦長(m) 短辺(m)	横長(m) 長辺(m)	数量	対象壁・削除面積		積算－削除 面積(m ²)	備考
						壁積算面積	削除面積		
北 側 立 面	北 側 立 面								
	壁面 壁面1	m ²	40.05	13.70	1	548.69			
	壁面2	m ²	7.80	1.20	1	9.36			
	壁面3	m ²	3.45	3.50	1	12.08			
	庇1	m ²	0.60	14.90	2	17.88			
	庇2 鼻先	m ²	0.80	2.60	1	2.08			
	小計	m ²				590.08	0.00	590.08	
東 側 立 面									
区分	対象部位 (積算壁面)	単位	縦長(m) 短辺(m)	横長(m) 長辺(m)	数量	対象壁・削除面積		積算－削除 面積(m ²)	備考
						壁積算面積	削除面積		
東 側 立 面	東 側 立 面								
	壁面 壁面1	m ²	40.05	32.50	1	1,301.63			
	壁面2	m ²	7.80	1.20	1	9.36			
	庇1	m ²	0.60	33.70	2	40.44			
	庇2 鼻先	m ²	0.80	4.80	1	3.84			
	庇3 鼻先	m ²	0.90	6.30	1	5.67			
	小計	m ²				1,360.94	0.00	1,360.94	
西 側 立 面									
区分	対象部位 (積算壁面)	単位	縦長(m) 短辺(m)	横長(m) 長辺(m)	数量	対象壁・削除面積		積算－削除 面積(m ²)	備考
						壁積算面積	削除面積		
西 側 立 面	西 側 立 面								
	壁面 壁面1	m ²	40.05	32.50	1	1,301.63			
	壁面2	m ²	7.80	1.20	1	9.36			
	庇1	m ²	0.60	33.70	2	40.44			
	庇3 鼻先	m ²	0.90	6.30	1	5.67			
	庇3 上裏	m ²	3.50	6.30	1	22.05			
	小計	m ²				1,379.15	0.00	1,379.15	
塔屋									
区分	対象部位 (積算壁面)	単位	縦長(m) 短辺(m)	横長(m) 長辺(m)	数量	対象壁・削除面積		積算－削除 面積(m ²)	備考
						壁積算面積	削除面積		
塔 屋	塔屋								
	南側塔屋 EV3 機械室	m ²	2.40	16.70	1	40.08			
	北側塔屋 EV2 機械室	m ²	2.40	19.60	1	47.04			
	小計	m ²				87.12	0.00	87.12	壁面(見付)合計 4,007.77